

## 序章 都市計画マスタープランの策定に当たって

### 1 小田原市都市計画マスタープランの概要

#### (1) 役割

都市計画を定めるマスタープランには、県が定める「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」と市町村が定める「市町村マスタープラン」があります。

「小田原市都市計画マスタープラン」は、「市町村マスタープラン」として、住民に最も近い立場にある市が、その創意工夫の下に市民の意見を反映させ、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものです。

「小田原市都市計画マスタープラン」には以下のような役割があります。

#### ア 都市全体や地域の将来像を明示して目標を示します

小田原市の地域特性に応じたきめ細かな都市づくりの方針を明示することにより、都市計画の目標を住民や事業者等にわかりやすく示します。

特に、地域別の将来像を示すことによって、地区計画等の地区レベルの都市づくりに関する都市計画の方向も示します。

#### イ 都市づくりのための総合的な整備方針を示します

都市の将来像の実現に向けて、長期的で総合的な都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった総合的な整備手段の活用方針を明らかにします。また、神奈川県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整・開・保」という。）の先導的な指針としての役割を果たします。

さらに、土地利用、交通、公園、下水道といった多部門にわたる都市計画の内容を総合化し、これらの相互の内容を体系的に示します。

#### ウ 市決定の都市計画の基本的な方向を示します

小田原市都市計画マスタープランには、県知事決定の都市計画だけでなく、地区計画等の地域に即した市決定の都市計画についても位置付け、地域の将来像の実現という観点から、その運営を主体的に行います。

#### エ 他の施策を都市づくりに総合化させます

条例、要綱等に基づいた様々な「まちづくり手法」を、都市や地域の目標像の実現のための手段として位置付けることにより、その活用の根拠としての役割を果たします。

### オ 市民の都市づくりへの参加を促します

市町村マスタープランによって、都市全体及び地域の将来像を示すことにより、市民、事業者、行政といった多様な都市づくりの主体が、都市計画という手段を通じて実施される施策への理解を深めていくことが容易になると期待されます。また、都市づくりに関する計画の策定や推進の過程に、市民参加の場を用意し、協働によるまちづくりの実現を確実なものとしします。



石垣山から市街地を望む



住吉橋と銅門

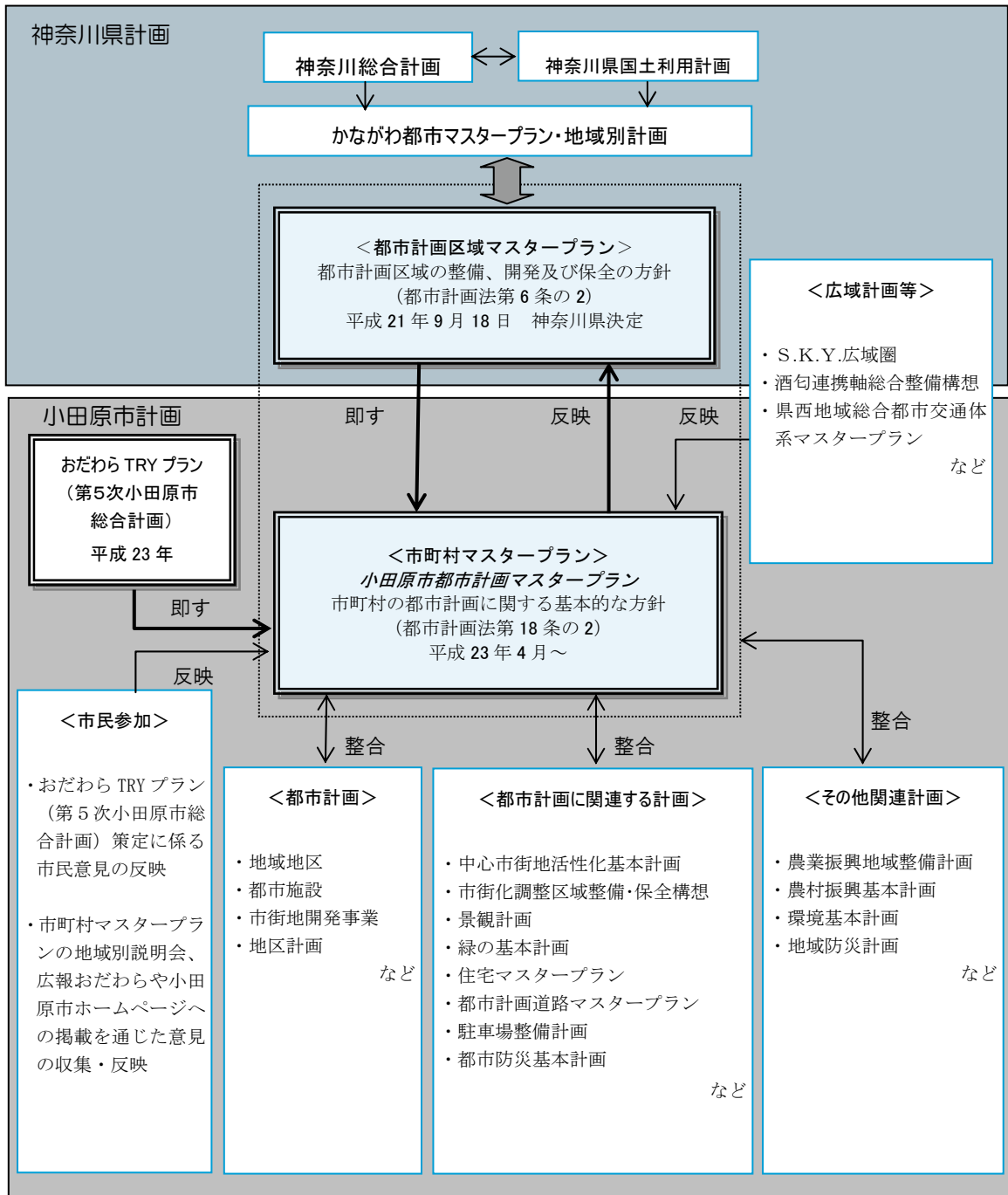


曾我梅林

## (2) 位置付け

市町村マスタープランは都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられたもので、次の性格を有しています。

- ① 地方自治法に定められた「おだわら TRY プラン（第 5 次小田原市総合計画）」の基本構想及び都市計画法の「整・開・保」に即して定めるものとして位置付けられる計画です。
- ② 市民の意見を反映させて定める計画です。
- ③ 市町村の都市計画の基本方針として広く市民等に向けて示す計画となります。
- ④ 地区計画や特別用途地区など市町村決定の都市計画の運用の根拠となる計画です。



小田原市都市計画マスタープランの位置付け

### (3) 計画目標年次

小田原市都市計画マスタープランの改定にあたっては、策定から 20 年先（平成 42 年）を見据えつつ、おだわら TRY プランとの整合を図り、12 年後の平成 34 年を目標年次とし、現状と将来を踏まえた見直しを行います。

H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	H32 年	H33 年	H34 年
おだわら TRY プラン（第 5 次小田原市総合計画）											
基本計画											
改定都市計画マスタープラン											

### (4) 構成

小田原市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想からなり、全体構想では都市の将来像を示すとともに、本市全体の土地利用、都市施設等、都市計画の方針について明らかにします。

また、地域別構想では本市を 6 つの地域に分け、地域別に将来像や土地利用、都市施設等の方針を明らかにします。

そのほか、計画の推進に当たって、市民、事業者、行政に求められる役割についてとりまとめるとともに、国、県との連携・協力のあり方について示します。





## 2 小田原市の個性と特徴

### (1) 歴史都市「おだわら」の都市形成史

室町期以前の小田原は、経済的機能をもつ宿町と防御施設としての城郭とが密接に関連し合いながら、それぞれに成長を遂げていました。しかし戦国期に入り、小田原北条氏によってその領国の中心地となると、政治的な機能の高まりとともに、2代氏綱の大永年間頃から徐々に宿町の整備が行われ、小田原城も次第に拡張・整備され、5代氏直の天正年間までに軍事・政治・経済等の諸機能が有機的に統合した中世都市として完成を見るに至りました。

江戸時代を迎えると、これを基礎として近世小田原宿が成立し、これが今日の小田原市街地の基礎となっているものです。

その後、明治時代まで大きな変化はありませんでしたが、明治20年、横浜から国府津まで鉄道が延び、また、大正9年には国鉄熱海線の終着駅として小田原駅が開業しました。その後、大正12年9月の関東大震災により、当時の小田原町は一瞬にして壊滅したことから、大正4年頃から立案されていた幹線街路の拡幅が震災復興事業として行われました。

昭和11年3月、都市計画法適用町村としての指定を受け、ここに近代都市建設の第一歩を踏み出し、同13年に都市計画区域を決定、同14年に風致地区を指定しました。

昭和15年12月には市制が施行され、同17年に都市計画街路小田原足柄線（現在の小田原山北線）を初めて計画決定しました。

昭和20年8月15日未明に戦災を受けた本市は、同21年9月特別都市計画法の適用を受け、直ちに戦災復興土地区画整理事業に着手し同24年に完成しましたが、これとともに、小田原駅を中心とした旧市街地に街路の追加変更を行い、重要幹線街路事業、連絡街路事業、生産再建整備事業等により9,000mを築造しました。

昭和23年には、初めて用途地域を旧市街地に指定し、同時に中央公園と久野公園を計画決定し、昭和31年町村合併後初めて全市的な用途地域、街路網の追加変更を行い、これが現在の計画決定のもとになっています。

また、昭和43年6月15日、新都市計画法が公布され、昭和45年6月9日旧橋町を含める小田原都市計画区域を変更し、翌6月10日に市街化区域及び市街化調整区域を決定しました。



## (2) 広域的都市機能の位置付けと役割

小田原市は、一日当たりの利用者数が19万人を越す小田原駅をはじめとした、広域都市機能の結節拠点であり、神奈川県西地域の中心都市です。

神奈川県西地域の都市づくりについては、県総合計画でも位置付けられている通り、地域の振興・活性化を目指し、静岡・神奈川・山梨の隣接する地域からなる富士箱根伊豆交流圏の整備を進め、地域資源の連なりを生かした広域的な連携を図りつつ、県西地域の魅力ある交流地域づくりや交流を支える道路網、交流拠点などの基盤整備を進めるなど、人や物が活発に行き交う魅力ある地域づくりに取り組むことが重要であり、小田原市はその中核となる都市のひとつです。

富士箱根伊豆交流圏は、大都市圏である首都圏と中部圏に跨る、いわば圏際地域に位置するとともに、首都圏整備計画の大環状連携軸と中部圏開発整備計画の中部横断軸が重複する、国土計画上、極めて重要な地域といえます。

富士箱根伊豆交流圏については、静岡県（S）、神奈川県（K）、山梨県（Y）の頭文字をとり、S.K.Y.広域圏と呼ばれており、圏域の市町村で構成する富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議により、圏域の個性と国内で屈指の魅力を持つ地域資源を生かした活性化方策の検討や施策の展開が進められています。



富士箱根伊豆交流圏市町村サミット会場風景



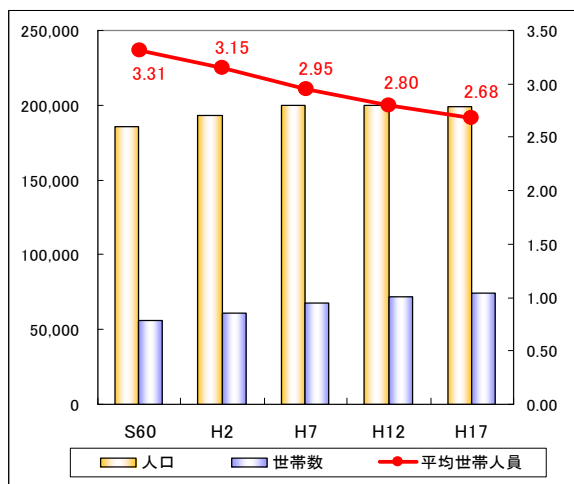
S.K.Y. 広域圏ロゴマーク



### (3) これからの都市づくりの方向

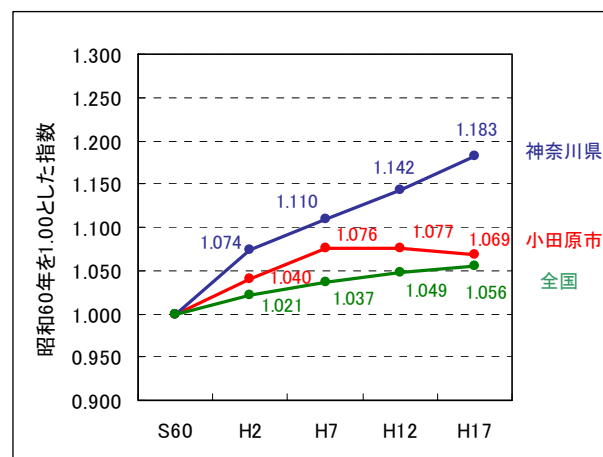
#### ア 人口の推移

本市の人口推移を昭和60年からみると、平成7年までは順調に増加していましたが、平成11年の約20万人をピークとして緩やかな減少傾向に転じています。



小田原市の人口、世帯数、平均世帯人員の推移

(資料：国勢調査)



全国、県、本市の人口推移

(資料：国勢調査)

#### イ おだわら TRY プランの概要

##### まちづくりの目標

##### 1 いのちを大切にす小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

##### 2 希望と活力あふれる小田原

恵まれた自然環境を生かした農林水産業や、優れた技術を誇るものづくり産業を地域全体で支え、歴史と文化のなかで育まれた多様かつ活発な市民活動を支援します。そうした営みが形づくる魅力を市内外に発信することで、多くの交流人口を獲得するとともに、地域に根ざした経済が循環する活気に満ちたまちを目指します。

##### 3 豊かな生活基盤のある小田原

市民生活を豊かに包む小田原の自然を守り育てることにより、生活環境に潤いと安らぎのあふれるまちを目指します。また、交通の結節点、観光振興の拠点、県西地域の商業拠点、神奈川県西の玄関口としての都市機能と利便性を高めるとともに、歴史的景観に配慮した風格のあるまちを目指します。

##### 4 市民が主役の小田原

市民の基礎生活圏である地域コミュニティを基本として、地域の課題を地域自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成していきます。そして、市民と行政との信頼関係に基づいた協働型のまちづくりや地域運営、開かれた行財政運営を進めることで、市民の考えや願いがしっかりと市政運営に反映されるまちを目指します。

### 3 改定のポイント

都市計画区域マスタープラン（整・開・保）は、計画の熟度・确实性を重視する面が強いことに  
対し、市町村マスタープランは、整・開・保に盛り込めない長期的な視点（全体として20年程度  
の中長期を見据え）に立った、多様な都市づくりの内容や、地域の視点に立った方針・施策を盛り込  
むことが可能です。

小田原市都市計画マスタープランは、本市の都市づくりの基本方針として平成10年3月に策定し、  
平成17年3月に改正を行いました。おだわら TRY プランの策定に併せ、次の内容をポイントとし  
て改定するものです。

- 小田原スタイルの暮らしの実現による定住促進を将来の都市構造の基本的な考え方として設定
- 鉄道駅を中心としたまとまりのある市街地の維持・形成
- 公共交通機関の利用促進を中心とした都市内交流軸の設定
- 市街化調整区域内の土地利用方針の設定
- 土地利用基本方針において、酒匂川右岸の工業地域の一部を一般住宅地に変更
- 市街化調整区域における整序誘導区域を設定